

# 法律研究部の魅力に迫る

— 専門知識を深めるために —

日本最大の弁護士会である当会の魅力の一つは、ベテランから若手まで幅広い人材を擁し、個々の弁護士の強みを生かした多様な活動を行っている点にあります。法律研究部は、期を問わず、各分野に精通した弁護士が集まって最先端の議論を行い、自己研鑽と共同研究による専門的知識の向上を図るべく組織された当会が誇るべき学びの場です。

今回の特集では、広く法律研究部の活動をご紹介することで、法律研究部の更なる充実と当会の魅力発信を行うことを目的に、広報委員会の若手委員を中心に各委員の関心がある6研究部にインタビューを行い、16研究部には活動紹介を寄稿していただきました。

「法律研究部って実際何をやっているの?」「いきなり参加しても大丈夫?」といった疑問を解消していただくとともに、多様な研究部の歴史や特色も知ることができます。是非、ご覧ください。

LIBRA 編集会議 瀨島 幸子, 臼井 一廣, 西川 達也

## CONTENTS

I 倒産法部から見た法律研究部	2頁
II 法律研究部の実態に迫る ～広報委員会による6研究部インタビュー～	4頁
1 倒産法部 2 独占禁止法部 3 知的財産権法部 4 インターネット法律研究部 5 自治体等法務研究部 6 AI研究部	
III 法律研究部の全容に迫る ～16研究部活動紹介～	10頁
医療過誤法部 会社法部 家族法部 金融取引法部 刑事弁護部 行政法研究部 信託法研究部 LGBT法務研究部 子ども法部 マンション管理法律研究部 国際取引法部 相続・遺言部 不動産法部 弁護士業務部 不法行為法研究部 食品安全関係法研究部	

## I 倒産法部から見た法律研究部

会員 多比羅 誠 (22期)



### 1 専門家への道

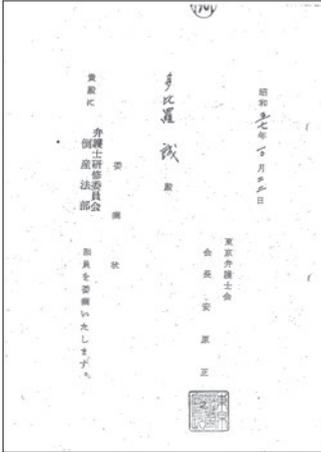
私は、1982年10月22日、東弁会長から「貴殿に弁護士研修委員会倒産法部部員を委嘱いたします」という「委嘱状」を受領し、倒産法部部員となった。倒産法部が発足して1年弱の頃である。

別に倒産法の専門家になりたくて入部したわけでは

ない。私は、イソ弁時代に倒産事件をほとんどやったことがなく、独立後、会社の再建を頼まれ、「商法上の会社整理」を青森地裁に申立てた。指導を受けたことはない、知識も経験も乏しい。申立てたが困り果てて、教を乞うために倒産法部に入会した。

大正解であった。

すでに倒産実務家として著名であった清水直会員、



委嘱状

故三宅省三会員、故高木新二郎会員、才口千晴会員が全体会等において、自分の倒産事件の体験を講演し、ノウハウを披露した。全体会のほかに小部会に分かれて、各々のテーマを研究した。

倒産事件のノウハウを学んだだけではなく、

先輩方からの論文の執筆依頼、他の研究会への誘い、大型倒産事件の管財人代理への推薦、倒産事件の紹介等、本当にありがたかった。気がついたら、倒産法の専門家と言われるようになっていた。

専門家になる近道は、その分野の専門の事務所に入所することであるが、その次は、法律研究部に入ることである。

## 2 法改正と法律研究部の役割

民事再生法の成立を皮切りに、会社更生法、破産法等の改正が行われ、倒産手続は大きく変わった。故三宅会員や故高木会員は、倒産法部発足直後から、倒産法改正の必要性を感じておられたが、平成に入ると、民事訴訟法の改正が先だと決まった。

待っていたのでは、法律は改正されない。法改正の必要性を訴え、どのように改正すべきかを研究し、法改正の気運を作り出す必要がある。

故三宅会員が代表となり、東京三会の弁護士による倒産法改正の研究会ができ、改正提案の研究論文を法律雑誌に発表した。その研究会に、倒産法部員も参加した。その後、法制審が倒産法改正の作業を始めたときには、倒産法部のメンバーは、ただちに

改正作業のバックアップに対応でき、それなりに貢献できたと思っている。

法律の改正や実務運用の改善は、その法律を専門的に研究している法律研究部の役割ではないか。今まさに担保法改正作業が行われている。倒産法部や金融取引法部等の法律研究部が連携して研究し、提言していくべきと思われる。

## 3 「村」からの脱皮を

倒産法部ができるまでは、一部の研究熱心な弁護士が個別に研究し、発表していたが、倒産法部の発足後は、リーダーの下で部員が結束して研究や大型倒産事件を行うようになった。個よりも、群れることにより、速く、賢く、強くなった。「倒産村」の萌芽である。

近年、会社更生や民事再生が減少し、私的整理が激増した。私的整理は昔と違って、使い勝手がよくなった。私的整理から法的整理への連続性を確保できないかと検討を始めたが、大きな難関があることがわかった。私的整理は、法律から離れ、時代の流れに敏感な行政・金融実務の影響で、法的整理とは別の世界を作っている。法的整理の常識と金融実務の常識とが乖離しすぎている。

どうしてそうなったのか。「村」は、速・賢・強を進化させる過程で無意識のうちに結界を作ってしまったのかもしれない。どうしても、倒産会社側から、管財人側から物を見ている。

法律研究部同士がもっと交流し、一緒に研究し、立法提言や運用改善を提言してはどうであろうか。いつまでも「倒産村」や「金融村」でもあるまい。担保法改正中の今こそ、脱皮するチャンスである。

法律研究部同士が連携して活動すると、その先に、二つ目の専門分野が見えてくるであろう。

倒産法部

倒産法部事務局長 金山 伸宏 会員 (53期)

聞き手：雨宮 慶，加藤 麗香



右：金山事務局長  
左：倒産法部の雰囲気

—— 研究部の概要を教えてください。

昭和57年1月17日に設立された部員約600名の東弁最大の研究部で、事業再生・倒産処理を中心にした講演会・勉強会等を行っています。経験豊富なベテランから、中堅・若手まで幅広い部員がいるのが特徴です。創設間もないころから清水直会員，故高木新二郎会員，才口千晴会員，多比羅誠会員，故松嶋英機会員等数々の高名な方々が所属されていました。

—— かなり大規模ですが，どのように活動されるのでしょうか。

今年度は全体会を5回，若手のスキルアップを目指す「寺子屋」を7回開催します。人数の多い研究部なので，コロナ問題前はいずれもクレオで実施していました。講演のテーマとしては，個人破産より企業の倒産や事業再生について取り上げることが多く，社会背景に応じてその時々最新のテーマを取り上げています。たとえば事業再生ADR制度創設時，日弁連の特定調停スキームができたときにはその制度に詳しい講師をお呼びして講演してもらいました。最近3，4名の講師によるシンポジウム形式で行うことが多く，東京地裁民事20部の裁判官・書記官の皆様にも事前にアドバイスをいただいたり，寺子屋にも参加してコメントをいただくなどしています。

—— 大変実務的ですね。特に今注目のトピックスは何でしょう。

コロナ問題対応です。特に，資金繰りに苦しむ企業

は公租公課を未払いにしていることが多く，公租公課の全額弁済を大前提とする現行の制度では事業再生が図れないが増えています。そこで，事業を継続させて従業員の雇用を確保するという観点から，事業譲渡したうえで破産手続をしたり，破産管財人に事業譲渡してもらおう等，公租公課の影響を余り受けない破産手続を利用した事業譲渡について取り上げました。

—— 対外的な発信もされるのでしょうか。

これまでに債権法改正中間試案のパブコメへの意見提出を行い，「破産申立マニュアル（第2版）」，「倒産法改正展望」，「民事再生申立ての実務 モデル事例から学ぶ実践対応」を出版しています。本年度は，別冊NBLで「担保法と倒産・金融の実務と理論—担保法の検討課題」を出版しました。

—— 倒産法部の魅力を教えてください。

大御所の会員，実務で多数の案件を扱う中堅，悩み苦しみながら切磋琢磨する若手が一堂に会して意見交換できることです。倒産法部で知り合った方々に自分の直面する悩みを話すと，同じ問題で悩んでいることも多く，より良い解決策が見つかることもあります。講演の場だけでなく，懇親会や雑談の中でも，日々の事件処理に役立つ気づきを得られます。このように事務所の垣根を越えて，時代によって変化していく最新の実務の経験共有ができるだけでなく，様々な利害関係者の気持ちを理解し，その気持ちを動かして一つの方向にまとめていくという事業再生・倒産処理の不変の本質を受け継いでいく場であることが，倒産法部の最大の魅力です。

—— 歴史ある部として，事件処理の経験や精神を連綿と受け継いでいく点に感銘を受けました。ありがとうございました。

## 独占禁止法部

独占禁止法部部长 雨宮 慶 会員 (45期)  
 同事務局長 高木加奈子 会員 (54期)

聞き手：臼井 一廣，徳永 美之理

— 研究部の成り立ち、取扱範囲と部員の構成を教えてください。

私的な勉強会を土台にして設立されたと聞いています。独禁法，下請法，景表法を取り扱っています。部員は約60名で，18期～50期代と60期代がそれぞれ4割，70期代が2割です。

— 活動の内容を教えてください。

原則として月1回例会を行い，担当を決めて発表を行います。外部講師に講演をお願いすることもあります。

— 評判の良かった活動はどのようなものでしたか。

流通・取引慣行ガイドライン\*1の改正や，「アルゴリズム/AIと競争政策」の報告書のとりまとめを担当する公正取引委員会（以下，公取委）の職員の方による講演は，人気がありました。

著名な村上政博教授の講演や，今期の連続公開講座には，いずれも多数の参加をいただきました。

— 今，注目されているトピックスについて教えてください。

デジタル取引全般に対する規制強化ですね。また，働き方の変化により，労働に関する独禁法の適用が変わってきており，芸能人・スポーツ選手，フリーランスといった人材と競争政策（移籍の制限や競業避止義務等）も話題です。他にはオンライン旅行代理店と小規模なホテルの関係なども注目されていますね。

— 研究部の活動の魅力，やりがいを教えてください。

例会で活発な議論が行われるので，自分の考えを整理でき，理解が深まり，事件処理にも役立っています。また，当事者と公取委とのやりとりは公開されないのですが，他の弁護士の体験談を聞くことができるので，

それも実務に役に立っています。

教科書を執筆されているような著名な方からコメントやアドバイスをいただくと励みになりますね。例会に出ることでネットワークが広がりますし，インタラクティブに情報を得ることができて，とても有意義です。

— 独占禁止法は敷居が高いとも思われますが，職務で専門的に扱ってなくても参加しやすいのでしょうか。

独禁法が司法試験の受験科目になったこともあり，独禁法を扱う事務所でない方も，また，インハウスの方も，実務を知りたいという会員が多く参加しています。

所属事務所の関係で加入した当初こそ右も左も分かりませんでした，1年ほど活動していると，独禁法が分かるようになったという実感はありました。

基本的に独禁法は企業法務なので，一般民事専門の会員は普段扱う機会が少ないですし，比較的最近までは事件も少なく注目されてこなかったために，敷居が高そうに感じられるのかもしれませんが。条文も抽象的で判例法によって動いているので，ある程度土地勘ができるまでに時間がかかります。ですが判例の事案を，ビジネスの利害得失を想像しながら好き勝手に議論するというのは初学者でも十分可能ですし，楽しいと思います。独禁法を専門的に扱っている会員でも，ビジネスの世界は分からないことだらけです。

— 今後の目標・展望を教えてください。

普段の議論に加えて，研究の成果を発表したり，事件を取り扱う知識を得る場として活動の幅をさらに広げていきたいと思っています。そして今後4，5年をかけて，60期から70期代の会員が活動の中心になるように引き継いでいきたいです。

\*1：流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針

## 知的財産権法部

知的財産権法部事務局長 井上 義隆 会員 (57期)

聞き手：町田 弘香，渡辺 敦史



井上事務局長

— 歴史について教えてください。

約40年の歴史があります。

— 部員の人数や構成はどうなっていますか。

総勢約200名です。約9割は当会に所属していますが、一弁や二弁に所属する

部員も、企業内弁護士の部員もいます。

— 取扱範囲や活動内容を教えてください。

知的財産権全般です。定例会では、主に最新の裁判例、法改正等を担当者に発表してもらったり、また、大学の教員、裁判官、特許庁の審査官、経済産業省の職員など外部講師を呼んで講演してもらっています。毎年1回秋頃には、日本知的財産協会特許第2委員会の小委員会と特許関連のテーマを設定して、近年の裁判例を踏まえた実務的論点について同小委員会と当部部員との共同発表を行っています。

— 定例会の実施ペースや参加者の人数はいかがでしょう。

概ね月に1回のペースです。参加者は通常20～30名位、著名な講演者に講演して頂くときは40～50名程度になります。

— 定例会での担当者の発表の内容はどのようなものですか。

例えば、今年度では前年一年間の知的財産（商標・意匠・不正競争・著作権・特許）に関する裁判例について、各担当者が全件確認した上で、実務的に意義のあるものを10件程度発表してもらっています。この発表を聞いて頂ければ、知的財産分野における1年分の裁判例で大事なものを把握することができます。

— 外部講師にはどのような講演を依頼していますか。

今年度は著名な大学の先生に商標と意匠に関係して講演を行ってもらいました。また、毎年、裁判所の

知的財産権を取り扱う専門部の裁判官に講義を行ってもらっており、今年度は10月に東京地裁民事47部の田中孝一裁判官に均等論について講演をしてもらいました。

— 懇親の機会はありますか。

最近はコロナの影響で開催できていませんが、定例会の後に、発表者を囲んで懇親会を行うのが通例です。

— 出版等について教えてください。

毎年、幾つかの定例会での発表について、発表者が定例会で発表した内容をまとめ、日本弁理士会の会誌「パテント」に掲載してもらっています。

— お話を伺っていると、最新の判例を知ることが重要そうですが、知的財産法の裁判例などは、他の分野に比べて日進月歩なのでしょう。

例えば、特許法で問題となる進歩性がどのように判断されているかは教科書を見ても分かりませんので、新しい裁判例を常に追っかけておく必要があります。事件に対応するときには、昔の裁判例を使ってよいかは常に悩ましい問題となります。また、著作権法については、法律の改正スピードが早いこともあり、大きな改正のときには専門家の方に講演してもらい、勉強することなども行っています。

— 部会に入るととても勉強になりそうですが、理系のバックグラウンドがなくても問題ないですか。

部員の多くは文系出身者ですし、部会で取り上げるのは主に法律論なので理系のバックグラウンドがなくても問題ありません。

— 部のPRなどお願いします。

若手の方にどんどん参加頂きたいと思います。部員の皆様には部費（入部年度は無料、翌年度から司法修習終了後5年以上か否かにより4000円又は8000円）を負担して頂いておりますが、定例会に出席してもらえたと知財業務に必要な知識を身につけることができますので、弁護士業務に役に立つと思います。

## インターネット法律研究部

インターネット法律研究部部長 小早川真行 会員(57期)  
 同事務局長 関口 慶太 会員(63期)

聞き手：沖 陽介，石田 悦子

インターネット法律研究部は、インターネット分野に興味さえあれば参加できる、和気藹々とした研究部です。今回、部長の小早川真行会員と事務局長の関口慶太会員にお話を伺いました。インターネットと法律が関係する分野の知見を深め、交流の幅を広げたいという方は、一度覗いてみてはいかがでしょうか。

— インターネット法律研究部の概要を教えてください。

本研究部は平成14年に新設され、インターネットの法的問題について研究しています。定例会は、一部の月を除いて毎月1回（曜日は不特定）、年に10回、毎回18時開始20時終了のスケジュールで開催しており、毎回10数人の会員が参加しています。コロナ禍以降は、Zoomを使用している開催となっています。

— どのような活動をしているのですか。

定例会では、各回の発表担当者が前半の45分～1時間で任意のテーマについて発表を行い、残りの時間で質疑応答と議論を行います。発表のテーマは、インターネットと法律に関連する内容であれば、発表担当者が自由に決めることができます。過去には「ドローン」、「5Gと健康について」、「セカンドライフ（ロールプレイングコミュニティ）」等がテーマに取り上げられました。若手会員にも定例会の発表担当者になるチャンスがあるというのが本研究部の特徴です。また、各分野に精通した会員から担当した事件のこと等について話を直接聞くこともできます。

— 定例会以外の活動はありますか。

定例会の他には、専門家を招いた講演会も開催しています。過去には2ちゃんねる開設者の西村ひろゆき氏を招き、聴講者が80名に上ったことがありました。近年は毎年、消費者問題特別委員会との共催で成城大学の町村泰貴教授を講師に、サイバー判例回顧を行っています。

また、本研究部で書籍の執筆を行うこともあります。「Q&A インターネットの法的論点と実務対応」という

書籍は現在第3版まで出ていますが、いずれもその時々の本研究部に所属する会員が共同執筆したものです。

— 所属会員は、業務でIT分野を扱う弁護士が多いのでしょうか。

IT関連の案件を業務として取り扱う会員に限られません。実務経験や弁護士歴に関係なく、インターネット分野に興味関心があれば気軽に参加することができるというのが本研究部の特徴です。若手弁護士には、業務でインターネット関連の事件を扱っていなくとも、キャリアが浅くとも、臆することなく研究部に参加し発表してほしいです。

— コロナ禍はインターネットに関する法律問題に影響あったのでしょうか。

株主総会のオンライン開催に関する弁護士相談は増えたと感じています。

また、裁判手続のオンライン化が進んだことで利便性が向上したと感じています。本研究部でe裁判について研究した年があります。

他には、「インターネットと選挙運動」が定例会のテーマに選ばれたことがあります。今後は、オンラインでの政治資金パーティー等の相談が出てくるでしょう。更に、個人的には、ライブエンタメの分野での配信に関する法律問題についても注目しています。

— 最後に研究部の雰囲気等を教えてください。

一言で言うと、和気藹々とした雰囲気です。期に関係なく、自由闊達に議論しています。コロナ禍前は、年2回懇親会を開催し、所属会員の親睦を図っていました。先ほど述べたとおり、インターネットに興味のある弁護士であれば、気軽に参加できる研究部です。ちなみに、部費はかかりません。インターネット分野を勉強しながら他の会員との交流の機会も得たいという方は、是非お気軽に参加ください。



## 自治体等法務研究部

自治体等法務研究部部长 中村 英示 会員 (56期)  
 同事務局長 道本 周作 会員 (57期)

聞き手：坂 仁根、濱島 幸子

法律研究部の魅力に迫る  
 — 専門知識を深めるために —

## 《発足のきっかけ》

— 自治体等法務研究部が2007年4月、弁護士業務改革委員会から独立して発足したきっかけを教えてください。

2005年ころ、ある自治体から、当会に債権管理条例の作成依頼や貸付金の回収案件の相談がありました。そこで、自治体に関わる法律を研究する専門チームを作る必要性が認識され、自治体の法務を集中的に研究する当研究部が誕生しました。

— 部員は現在何名登録されていますか。

現在は100人近くが登録しています。60期以降が大多数を占め、定例会は、自由かつ気軽に発言できる環境にあります。

部員の中には、過去に自治体職員であった方や、現在スクールロイヤーや任期付公務員の方もいます。

定例会の議題は、事例検討、出版企画、紀要や夏期合研の準備など盛りだくさんであり、判例勉強会、外部講師を招いての講演会なども開催しています。

## 《現在の活動内容》

— 自治体職員向けの研修\*1も行っているそうですが、どのようなテーマが多いのでしょうか。

主として自治体債権の管理・回収に関する研修です。地方自治法には、滞納債権を督促しても回収できない場合、債務名義を取り、強制執行をしなければならない旨の定めがあります。でも実際はそこまでやっていない。未回収債権は（公債権を含め）数百億円にのぼる自治体もあります。

— 研究部では5冊の本を出版されているそうですが、どんな苦労がありましたか。

2008年に「自治体のための債権管理マニュアル」\*2を出版しました。自治体債権の管理回収に関する専門書として先駆けて出版された書籍でした。

その後、「自治体が原告となる訴訟の手引き」シリーズを4冊出版しました。債権毎に訴状の記載例を掲

載した点が特徴です。実際、訴状の記載例を書く段になると、考えたことも無い論点が次々に出てきます。判例も文献も非常に少ないこの分野で、部員間で議論する過程は、やりがいがありました。



インタビューの様子

## 《印象に残る活動》

— 一番印象に残っているのはどのような活動ですか。

10年ぐらい前の江戸川区花火大会です。協賛者は、花火の打ち上げ場所の真正面の協賛者席に入れますが、協賛者席の中でも場所取りをしないとイケない。炎天下の土手に昼間から集まり、土手の傾斜で滑り落ちないように気を付けながら夕方まで待ちました。花火が始まるころには完全に出来上がっていましたね（笑）。

## 《今後の活動》

— これから取り組んでみたいテーマはありますか。

研究部の主たる活動の一つに自治体からのメール相談\*3があります。メールでの質問に対して、主査、副査、責任者の三弁護士の関与で、1週間以内に一次回答、2週間以内に最終回答を提出します。通達や出版物等に書かれていない現場からの質問に対し、回答を作るのは大変です。しかしながら、実務的な問い合わせが当部の研究を深めることに役立っています。今後は、相談事例集の出版ができれば有意義ではと考えています。

— 入部を検討されている方にメッセージなどあれば。

自治体法務にはたくさんの未解明の領域があり、私たちはその最先端の研究をしています。新規進出分野としての魅力に満ち溢れていると思います。

\*1：当会リーガルサービスジョイントセンター（弁護士活動領域拡大推進本部）内「自治体連携センター」が行っている「自治体連携プログラム」の一環

\*2：東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム（当時）著

\*3：当会リーガルサービスジョイントセンター（弁護士活動領域拡大推進本部）内「自治体連携センター」が行っている「自治体連携プログラム」の一環

## AI 研究部

AI 研究部部長 後藤 大 会員 (61 期)

聞き手：田中 みどり，齋藤 理央

AI とは、人工知能 (Artificial Intelligence)。でも、よくわからない。そこで、AI 研究部の後藤大会員に教えていただきました。

— 単刀直入に聞いてしまいます。そもそも「AI」って何ですか？

「AI」は今や実態のないマジックワードです。迷惑メールフィルターなど機能が具体化されるとAIと認識されない一方で、単純な制御プログラムもAIと言われているいたりします。今、AIのブームは第三次なのですが、その中心は、機械学習やディープラーニング（「DL」）を使ったAIです。インプットからアウトプットを出力する従来のシステムは、人間がどんな要素にどれだけ着目するかを設計していました。結婚可能性を予測するシステムを作るとして、年齢、職業、学歴、年収、趣味などの要素が考えられますが、どの要素をシステム上考慮するかは人間が設計し、各要素の重み付けも人間が設計していました。でも、機械学習の場合には、要素を選べば、学習用のデータを使って、重み付けを学習用のプログラムが行い、学習済みのモデル（これがAIです）ができあがります。DLになりますと、データを大量に与えると、どの要素を、どれだけ重視するかすべて自動的に算出して、一応の学習済みのモデルができあがります。精度が悪ければ、試行錯誤して精度を上げるように努力して、最終的なAIが完成します。

— それは、AIが、これまでのシステムとは独自の別分野に位置するのではなく、コンピューターを動かす計算方法が深化発展したものと言えますか。

その理解は間違っていないと思います。機械学習やDLを用いたAIは、従来のシステムより精度の高いアウトプットができるようになった、つまり、計算方法（≡プログラム）の高度化ともいえます。精度の高い画像認識や機械翻訳が実現しているのも、その例です。

— そうなると、AIに与えるデータが恣意的なものであった場合、アウトプットされたものしか見えない利用者は

無意識のうちに開発者の思う方向に誘導されてしまうようにも思えます。

— そうなんです！

まさに、AIは恣意的な開発も可能で、AIの透明性や公平性をいかに担保するのか、誰がAIについての説明責任を果たすのか（アカウントビリティ）等、「AI倫理」が国際的にも活発に議論されています。

その観点から、AI研究部でも「テクノロジーとプライバシー」とか「AIと公平性」というテーマで、専門の先生に講演していただきました。

— 何やら弁護士が人工知能に代替されそうな気も。

うーん、仮にAIを使って情報の取捨選択をしたとして、弁護士の仕事は依頼者に納得してもらおうプロセスも大事で、依頼者といかに向き合うのかは、結局、人間の判断になると思うのです。

— そうなると、AIは弁護士の敵ではなく、むしろ有益なツールであり、業務拡大分野であるように思えてきました。

— そう、まさにそれです！

— でも、AIってやっぱり難しそう……

ぜひAI研究部へ！ 部員は58人で、60期以降が多いですが、AIに興味のある部員が集まっており、毎月1回の定例会や外部講師の先生による講演会では、いつも質問や議論が活発に行われています。日々AI技術が進歩していますし、法的理解のためには技術的理解は大事です。

— まるで素人でも大丈夫なんでしょうか。

大丈夫です！ 心配ありません！ 仲間と一緒に楽しく学びましょう！



インタビューの様子

## Ⅲ 法律研究部の全容に迫る ～16研究部活動紹介～

## 医療過誤法部

医療過誤法部部长 松村 武志 (67期)

当部は、1981（昭和56）年に発足して以来、紆余曲折を経ながらも常に開かれた部を目指し、医療過誤紛争について自由な研究活動を継続してきた。

現在も、医療側患者側問わず双方の弁護士に加え、医療従事者等も交えながら、若手もベテランも自由闊達に議論をする会を目指して活動を行っており、2021年12月現在、会員数（医療従事者等を含めたメーリス登録人数）は207名となっている。

部の活動としては、年度内（4月～3月）に10回の研究会（8月、12月を除く各月、判例研究や専門家による講義）を実施しているが、専門性の高い医療訴訟への知見を深めるため、年に2回程度、東京地裁医療集中部裁判官や医療訴訟を研究テーマにする大学教授など、外部の専門家を招いて講義や講演会を実施している。

また、選択修習プログラムを担当し、医療訴訟についての基礎的な講義と事例紹介等を行っている。

現在は、コロナの影響で主にZoom会議での研究会の

みの開催となっているが、通常であれば、各研究会後に懇親会を実施し、忘年会や部会旅行を企画するなど、情報交換と会員の親睦を図っている（写真参照）。

今後、コロナの医療現場への影響や、オンライン診療など様々な技術革新に伴い、医療訴訟の分野も大きな変化が予想される中、当部としては、今まで以上に開かれた研究部として、当会ウェブサイト法律研究部ブログの利用など、より積極的な情報発信を行っていく予定である。医療訴訟は専門性が高く参加を躊躇されるかもしれないが、今後参加のし易いプログラムも提供して行く予定なので、参加希望者は、ぜひ入会を。



2018年部会旅行（伊豆下田）



2019年懇親会（日本酒会）

## 会社法部

会社法部部长 蜂須 優二 (35期)

## 1 2021年度（2021年4月～2022年3月）の活動概要

## (1) 定例活動

## ①全体

全部員で構成される全体部会及び定例会にて研究活動を行う。

## ②定例会

本年度は、原則として毎月第2木曜日午後6時から8時に定例会を開催し、以下のとおり担当者による研究発表及び討議を行っている。コロナ禍のため、web方式で開催。

5月「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）について」

6月「株主総会当日における対応 ①設営、受付 ②想定問答」

（以下略）

## (2) 定例外活動

本年度は中止活動多

## 2 2020年度（2020年4月～2021年3月）の活動概要

## (1) 定例活動

## ①全体

全部員で構成される全体部会及び定例会にて研究活動を行った。

## ②定例会

本年度は、以下のとおり担当者による研究発表及び討議を行った。コロナ禍のため、web方式で行った。

・「WEB株主総会（株主総会参考書類等の電子提供措置を含む）」

## (2) 定例外活動

## ①株主総会公開講座

本年度は中止となったが、2020年6月8日、弁護士会館2階（クレオ）にて株主総会公開講座を開催する予定であった。

## ②「法律実務研究」への掲載論文執筆

「法律実務研究」第36号掲載「株主提案権の濫用的行使に関する考察—令和元年改正会社法における議論を契機として」

## ③弁護士会関係

司法修習生のための選択型実務修習プログラムの提供  
本年度は中止となった。

## 3 参加希望者は、奮ってご応募下さい。

## 家族法部

家族法部部长 富永 忠祐 (46期)

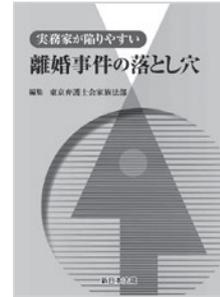
家族法部は1995年4月に創部された。研究分野は主として親族法である。今から6年前に、立命館大学の二宮周平教授をお招きして、創部20周年記念公開講座を開催した際に、当部の20年間の活動をまとめた資料を作成した。今、これを改めて眺めると、創部以来の精力的な活動の歴史が俯瞰できる。

当部は、基本的に毎月16日の午後6時から定例会を開催する。まず講師に研究発表をしていただいた上で、皆で意見交換をするスタイルである。研究発表をしていただいた講師は、部員だけでなく、東京地家裁の裁判官、学者等の研究者、医師など、多種多彩である。部員による研究発表は、自身が実際に扱った事件を素材にしたものが多く、成功談だけでなく失敗談も語られるので、実務の参考になる。また、意見交換の際には、他の部員から具体的な事件処理に関するアドバイスやヒントをいただくことができ、特に若手部員にとっては、書籍に

載っていない有益な情報を得る貴重な機会となる。

定例会で取り上げるテーマは、夫婦、親子、成年後見に関するものが多い。創部した当時は、丁度、成年後見制度のスタートを控えた時期であったので、高齢者の財産管理等をめぐる議論が熱心に交わされた。離婚については、新日本法規出版から2020年に「実務家が陥りやすい離婚事件の落とし穴」を出版した。

当部は和気藹々とした雰囲気であり、研究活動だけでなく、部員間の親睦行事も活発に行ってきた。近時はなかなか開催することが難しいが、以前は、カラオケの新年会が恒例行事であり、また、伊香保温泉や箱根などへの旅行会も開催した。今後も「家族」のように温かい研究部であり続けたいと思う。



## 金融取引法部

金融取引法部部长 片岡 義広 (32期)

当部は、昭和56年に発足した。初代部長は故吉原省三会員であり、初代事務局長は現部長である小職であった。当部は、発足以来、金融法の研究を目的として、部員による研究発表活動のほか、実務家や学者を招いた研究等を行ってきた。現在、部員には、金融機関に勤務する者がいるほか、任期付公務員として金融庁等に任用されていた者もあり、様々なバックグラウンドをもったメンバーで部会が構成されている。また、比較的若手(60期以降)の部員が多く出席している。

金融機能は、預金、貸出及び為替といった伝統的な銀行機能にとどまらず、保険、証券、信託、リース、クレジット、貸金業、電子マネー、暗号資産、サービス等の各分野に広がっている。そのため、金融法の守備範囲は広く、金融「取引法」に限らず、民商法や倒産法に加え、銀行法などの各規制法(業法)など、幅広い「金融法務」全般が研究対象となっている。部

会では、これらのうち部員が興味のある分野や得意にしたい分野について、実務上生ずる論点、法改正の内容、判例などをネタにして、研究報告を行っている。

銀行法や金融商品取引法などは頻繁に法改正が実施されているし、スマホ決済などを一例とするFintechやマネロン・テロ資金供与対策に関する事項についても法改正が相次いでいる。また、金融取引は判例も登場しやすい分野でもある。そのため、金融法は、研究テーマには事欠かないし、若手の弁護士でも特定の分野で第一人者になれるチャンスがある。加えて、部会とその後の懇親会は、情報交換の場としても大いに機能しているところである。

今後も、金融法の先端分野であるかどうかにかかわらず、穏やかに無理なく研究を続けたい所存であり、金融法の研鑽を積みたい方の入会を期待したい。

## 刑事弁護部

刑事弁護部事務局長 合田 勝義 (26期)

現在の刑事弁護部（以下「研究部」という）は、1992年10月から約40名で活動を開始した。現在、部員は約20名であるが、この2年間位新型コロナウイルス感染症のため、休眠に近い状態。

### 1 活動開始の背景と実践的な活動について

- (1) 1983年頃から免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件などの死刑確定事件の判決がいずれも誤判であって、再審のうえ無罪となった。刑事裁判は形骸化していると批判された。刑事弁護についても、「国選弁護事件の一部に、①弁護人が事前に被告人と接見して、弁護活動の打合せをしていない、②弁護人が検察官の開示記録等の閲覧・検討もしていない、③被告人が公訴事実を否認しているのに、弁護人が公訴事実を認める、などの不適切な弁護活動の事例もある」との指摘もあった。弁護士会は、国選弁護人の「無自覚」「無責任」な弁護活動を一掃する必要がある。
- (2) このような状況のもと、刑事裁判の改革と刑事弁護

の充実を目指す有志が、①刑事裁判の研究、刑事弁護の向上等を図るため研究部を作り、②年10回程度の勉強会と懇親会を行ってきた。

研究部は、外部講師を招いた勉強会も開催し、部員は当会の刑事弁護委員会や日本弁護士連合会の国選弁護に関する委員会の委員として、「国選弁護活動の充実・改善」や「被疑者段階の国選弁護の拡充」の活動に積極的に参加してきた。

### 2 今後の活動について

- (1) 1992年頃から今日までの刑事裁判や研究部の活動を振り返る活動を行う。
- 参考書—荒木和男他編著『はじめての刑事弁護 Q&A 実践書式58』（青林書院2013年）
- (2) 刑事再審事件の現状と刑事再審法の法的整備を考える。
- 参考書—木谷明著『違法捜査と冤罪 捜査官！その行為は違法です。』（日本評論社2021年）

## 行政法研究部

行政法研究部事務局長 伊藤 祥治 (66期)

行政法研究部は比較的新しい法律研究部であり、多くの行政事件に取り組んでいる方や、行政機関に所属している方のみならず、行政事件と直接の関わりはないものの興味があるといった方も多く参加しています。

部員の年齢、期も幅広いため、新しい参加者が気兼ねなく入りやすい和やかな雰囲気となっています。

国民側、行政側といった立場に拘ることなく、訴訟、不服審査、交渉といった形式にも拘ることなく、広く行政に関わる問題を取り扱っています。

1か月に1回開かれる定例会において、担当事件、最新判例、時事問題などについて部員から報告がなされ、それについて討論を行うことが主な活動です。2021年は、総務省の「行政不服審査法の改善に向けた検討会 中間とりまとめ」についてのパブリックコメントに意見を提出するといった、対外的な活動も行いました。今後

は、書籍の発行や外部団体との共同勉強会の開催等にも力を入れていく予定です。

日本の行政訴訟の数は、諸外国に比べて少なすぎると言わざるを得ず、日々の業務の中で行政訴訟を取り扱うことは、それほど多くはないかもしれませんが、しかし、今日社会は変革しつつあり、また、行政法が司法試験の必須科目となったことに伴い、行政法の素養のある弁護士も増えています。また、行政訴訟ではなくとも、行政と関わりがある事件にぶつかることは多いはずで

す。漠然とでも行政訴訟に興味のある方、行政と関わりのある事件にぶつかっている方、是非気軽に行政法研究部にご参加ください。

## 信託法研究部

信託法研究部部長 山口 正徳 (46期)

### (1) 研究部の概要

信託法研究部は、平成18年の信託法の改正に伴って創立された法律研究部です。近年は、福祉分野や家族法分野において親族を受託者とする信託の利用が増えてきました。当部では、この民事信託を中心に、遺言、相続、後見などの関連分野の研究を進めています。

### (2) 活動内容

令和2年からは新型コロナウイルスの影響もあり、現在は、Zoomで部会を開催しています。活動は月1回、毎月15日前後を予定しています。時間は、午後6時から午後7時30分に開催をしています。登録部員は100名を超え、常時15名程度が参加し、活発な議論をしています。また、メーリングリストも活用し、疑問点が提示されると、他の部員から回答が寄せられるようになっています。

平成30年には、弁護士専門講座を当部の部員が手分けして、全6回で担当いたしました。翌令和元年、当該

講座は、株式会社ぎょうせいにより「弁護士専門講座」として、書籍化いたしました。

### (3) 今注目のトピックス

信託はまだ未開拓の分野であり、判例もほとんどが旧信託法のものでした。したがって、地裁レベルでも裁判例が登場すると、それを研究材料にして議論を進めています。また、登記、税制、金融機関の実務などでも未知の分野が多くあるため、その研究は、非常にやりがいがあります。

### (4) 研究会のPR

当部には、信託の初学者から、日弁連の信託センターや民事信託活用支援機構に所属している部員など様々な層の方が参加しています。質問も基本的なものから、最先端のものにいたるまで幅広い議論が活発に行われています。

信託にご興味がある方は、見学だけでも大歓迎ですので、ぜひ一度、当部に参加なさってください。

## LGBT法務研究部

LGBT法務研究部部長 大畑 敦子 (53期)

LGBT法務研究部は、2015年から活動をスタートした比較的新しい法律研究部である。2015年と言えば、東京の渋谷区と世田谷区で、日本で初めての同性パートナーシップ制度が開始された年であり、日本において性的マイノリティに対する意識が大きく変わり始めた時期であった。このような社会背景を受けて、性的マイノリティに関する日本の制度、海外の制度、社会の動き、判例の調査等の活動を通じて、性的マイノリティの人権保障につながる提言やサポートに繋がればとの思いから、本研究部が誕生した。

本研究部は、概ね毎月1回の定例会での活動と、随時行う特別活動の2つの活動を行っている。定例会での活動は年度によって異なるが、この数年は、主に、性的マイノリティに関するニュースの集積や裁判例の検討会を実施しており、コロナ以前の時期は、定例会後には懇親会も頻繁に実施していた。特別活動としては、過去に

は、自治体や企業に対するヒアリングの実施、当会会員向けの研修会の実施、司法研修所での修習生向けの特別講義の実施（「LGBTに関する諸問題」2017年8月、10月）、「LGBT法律相談対応ガイド」（第一法規、2017年初版発行、2021年改訂版発行）の執筆・出版、法律実務研究への寄稿等を行っているほか、部員の有志で「東京レインボープライド」の渋谷区相談ブースの相談担当を引き受けたりもしている。

現在の部員登録数は約40名であるが、コンスタントに活動を継続している部員は、概ねこの1/3程度であり、大半が60期～70期代の若手会員である。非常にアットホームな研究部であり、少人数ながら、無理なく、楽しく、活動を行っている。



## 子ども法部

子ども法部部长 川村 百合 (49期)

### 1 成り立ち

子ども法部は、2015（平成27）年に設立された法律研究部である。

子どもの権利条約を中心に据え、少年法、児童福祉法、児童虐待防止法、教育基本法その他の教育法、いじめ防止対策推進法、民法（家族法）、家事事件手続法その他子どもに関するあらゆる法律の解釈適用、制度の運用、弁護士活動のあり方を研究対象とし、弁護士が子どもの人権・権利保障のために活動する上での能力向上を目的として設立された。

前身は、家庭裁判所調査官（全司法労働組合に所属する方）と弁護士とで、自主的な勉強会として行っていた少年事件実務研究会である。

### 2 活動内容

部員が事例報告をするほか、外部講師の招聘も多い。これまで刑事法学者、法医学者、児童福祉研究者、家庭裁判所調査官、児童精神科医、児童福祉司、新聞記者、社会的養護で育った当事者、子どもの支援活動をしている

さまざまな民間団体の関係者など、多彩な講師に来てもらった。

マスコミをにぎわせる重大事件について、オフレコで問題を掘り下げることもあった。

また、部会での報告をきっかけとして、児童相談所の一時保護所における人権侵害状況がマスコミを通じて問題提起され、その改善につながった。

児童福祉の現場で、子どもの代理人が必要とされる場面が多くなっているため、民間団体と連携して、部員が子どもの代理人活動の担い手となるよう、スキルアップに努めている。

### 3 参加者募集

「こどもの日」にちなんで、原則として、毎月5日を定例会開催日としている。

「子どもは保護の客体ではなく人権・権利の主体である」という子ども観を、具体的な事件において共有しながら活動できる方の参加を求めている。

## マンション管理法律研究部

マンション管理法律研究部事務局長 大門 誉幸 (64期)

マンション管理法律研究部は、マンション管理の分野において発生する法律問題について実務的に掘り下げて研究することを目的として、平成30年8月1日に設立された。現在、部員は約50名となっており、毎月1回、弁護士業務改革委員会マンション部会の例会日に、同例会終了後に続いて定例会を開催している。部員には、マンション管理士及び管理業務主任者といったマンション管理に関連する国家資格を取得している者が非常に多く、それが当部の何よりの強みとなっている。

活動内容は、全部員により決定されたテーマに沿って、当該定例会における担当部員が発表を行い、その後部員相互で活発かつ内容の濃い討議をして専門的な知見を深めるという形式を基本として、時に外部専門家を招いて講演をいただくこと等も行っている。

発表・議論の対象である研究内容は、今般の債権法改正がマンション管理の分野に及ぼす影響、広くマンシ

ョン管理に関する判例・裁判例、各部員が代理人として担当したマンション案件訴訟、マンション関連法令改正のフォロー、マンション相談対応の技法等々、多岐に亘っている。

マンション管理に関する法律問題は、法律相談において的確に回答するには専門的な知識が必要不可欠となる分野である。マンションに実際に住まれ、さまざまなお悩みを抱えていらっしゃる住民の皆様やマンション管理会社からはもちろんのこと、マンション管理の分野を苦手とされる弁護士がマンション相談を受けた際に、「そういうマンション管理法律研究部があったな」と当部を思い出していただき頼りにしていただけるよう、引き続いてより一層の研鑽を積んでいくことを各部員が心に刻み、研究に励んでいる。

研究部名	紹介文	開催日(原則)
国際取引法部	当部は、国際取引に関わる判例・契約書・外国の法制度等の研究・ゲストスピーカーによる紹介を中心に、活発な議論を行い部会後は懇親会等で親睦を深めています。毎回10名程度の参加者です。ただし現在新型コロナの影響で休部中です。	毎月第2木曜日 18時～
相続・遺言部	現在、判例研究会を行っています。ときおり、部で図書を発行しています。毎回20名程度の出席です。	毎月第1火曜日 18時～
不動産法部	不動産に関する法律解釈の未解決分野を研究し、弁護士の実務処理能力の向上に資することを目的としています。	毎月第4水曜日 18時～
弁護士業務部	「プライベートメディアーション」の可能性を探ることなどを目的として、オンライン上での模擬あっせん・仲裁の研究をします。もう一つ、通年の研究テーマを検討中です。	毎月第2火曜日 18時～
不法行為法研究部	現在の不法行為法の諸問題について研究し、将来の不法行為法改正にも備えています。直近の最高裁判例を中心に研究しています。学者にオブザーバーとしてご参加いただき研究を深めています。	毎月第2木曜日 18時～
食品安全関係法研究部	食の安全に関する法令に精通し、専門性を高める研究会です。食品事業の関係者に的確に助言できるよう、様々な切り口から問題を分析します。見学会、講演会、執筆活動など幅広く行う予定です。	毎月第3水曜日 15時～

## 法律研究部のご案内

当会の法律研究部は、弁護士の自己研鑽と共同研究による専門的知識の向上を目指して昭和56年に発足しました。設立当初は、倒産法部、会社法部、無体財産権法部、金融取引法部、医療過誤法部、弁護士業務部、刑事弁護部の7研究部でしたが、現在は22の研究部が各専門分野について、月1回程度の活動日を設けて活動しています。

医療過誤法部 会社法部 家族法部 金融取引法部 刑事弁護部 国際取引法部 相続・遺言部 倒産法部 独占禁止法部 不動産法部 弁護士業務部 知的財産権法部 インターネット法律研究部 行政法研究部 自治体等法務研究部 信託法研究部 不法行為法研究部 食品安全関係法研究部 LGBT法務研究部 子ども法部 マンション管理法律研究部 AI研究部 \*2022年3月1日現在

各法律研究部の研究成果を発表する研究報告集として、「法律実務研究」を昭和61年から毎年継続して発刊しており、同書において毎年度の活動報告もなされています。是非ご覧下さい\*1。

入部は随時受け付けています。会員サイトから申し込み可能ですので、下記ご確認のうえ、お申し込み下さい。

### ●法律研究部に入ろう

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/kensyuu/pdf/210510kenkyubuannai.pdf> (会員サイト)

### ●2021年度 東京弁護士会法律研究部日程 (2021/4/7時点)

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/kensyuu/pdf/210510nittei.pdf> (会員サイト)

### ●法律研究部入部申込フォーム

[https://www.toben.or.jp/members/hk\\_join.html](https://www.toben.or.jp/members/hk_join.html) (会員サイト)

\* 当会会員以外の方が入部を希望する場合、当該研究部の現部員による紹介が必要です。

\* 1 : 「法律実務研究」第36号 2021年3月発行 ([https://www.toben.or.jp/message/pdf/houritsujitsumukenkyu\\_36.pdf](https://www.toben.or.jp/message/pdf/houritsujitsumukenkyu_36.pdf))